

謹賀新年



ホームページもご覧ください

福島法人会

検索

<https://f-hojin.or.jp>



ふくしま 法人ニュース

令和3年1月1日発行 第540号

2021



法人会キャラクターけんたくん



私のポケット

2021年はどうのような年にしたいですか？ 私は世界中が新型コロナウイルスが来ることを望みます。コロナウイルスワクチンや治療薬が希望する誰もが使える年にしたいです。病気が予防や治療が出来れば不安や恐れることもないでしょう。しかし、まだまだ原因や治療法が確立されていない多くの病気に苦しむ人々がいます。

その中に「認知症」があります。長寿社会の日本では「2025年問題」として65歳以上の4人に一人が認知症」といわれています。私は毎日認知症の人と関わる仕事をしています。そこで見えてきたのが認知症の人を支える家族は病気になる、今までは違う日々変化する姿に不安を抱いているということ、そして認知症の本人はわからなくなる自分にもっと不安を抱いているということです。

誰もが避けて通れない年を重ねるということ。私は先輩の姿を鏡として自分のあるべき姿に向かい自分磨きをして新しいことに挑戦し「自分から変わる」を実践する年にしたいです。

(鈴木洋)

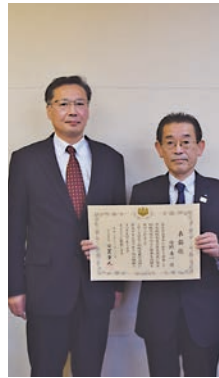
栄えある表彰
おめでとうございます



納税表彰

〈仙台国税局長納税表彰〉

丹野 善一氏
（福島紅葉漬物代表取締役
法人会副会長）



〈福島税務署長納税表彰〉

岸 秀年氏
（トニ子㈱代表取締役社長
法人会副会長）



齋藤 嘉紀氏
（丸藤ラフ㈱代表取締役社長
法人会理事）



女性部会
創立三十周年を祝う会

女性部会は平成二年に創立され、本年三十周年を迎えることができました。これもひとえに、福島法人会および青年部会、ならびに税務当局をはじめとする多くの関係各位の皆さまのおかげと、心より感謝申し上げます。

コロナ禍により記念式典を縮小しての開催となりましたが、税務署様、齋藤福島法人会会長様、大久保青年部会部長様においでいただき、力強いエールを頂戴いたしました。喜びと共に身の引き締まる思いでございます。

また、部会員表彰を行いましたので、ここに紹介させていただきます。七代部会長の手塚佳子様、創立部会員の伊東英子様、菅野テル様、斉藤節子様、佐藤いさ子様、山川彬様、湯田幸子様、女性部会が誇る素敵な先輩方です。これからも変わらずにお力添えくださいますようお願い申し上げます。また、三十周年記念誌を作成し、部会員と関係各所へ送付いたしました。

最後になりますが、今後も部会員一同、租税教室をはじめとした部会活動並びに法人会活動に取り組んでまいりますので、今後ともご支援ご協力賜りますようお願いいたします。





《令和2年度税制改正関係(法) 人税・源泉所得税関係(第2回)》

令和2年度税制改正により、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例が創設されましたので、お知らせします。

〔制度の概要〕

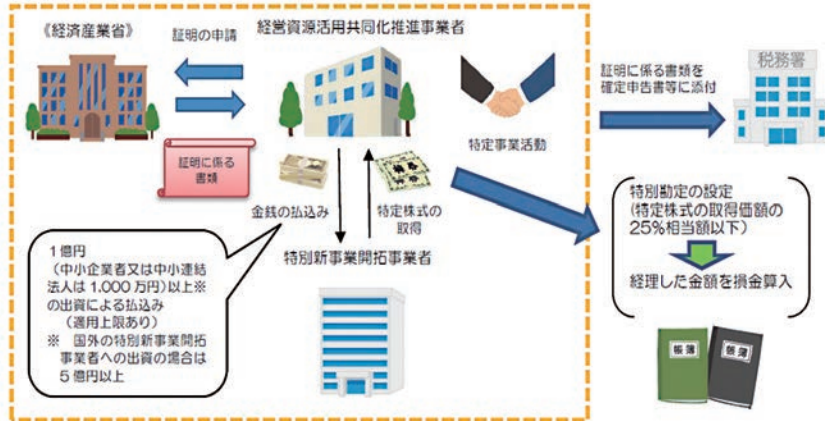
青色申告法人で共同化調査省令第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者であるものが、指定期間内に特定株式を取得し、かつ、その特定株式をその取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（1件当たりの出資上限100億円）の25%相当額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得基準額を上限に、その経理した金額に相当する金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました。

特別勘定の金額は、一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとな

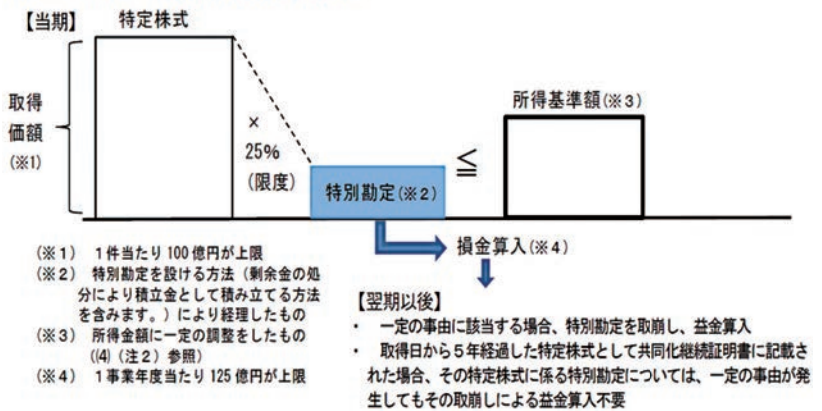
た日を含む事業年度において、その事由に応じた金額が取り崩され、益金の額に算入されます。

なお、共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されません。

〔イメージ図A〕



〔イメージ図B〕 特別勘定の設定と損金算入



〔適用時期〕

令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

○国税庁ホームページでは、「刊行物等」の「パンフレット・手引」のコーナーに、「令和2年度法人税関係法令の改正の概要」を掲載しています。

制度についての詳しい解説が掲載されていますので、こちらもご覧ください。

県税からのお知らせ

《eLTAX(エルタックス)について》
「eLTAX」を利用すれば、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税の電子申告、電子申請・届出及び電子納税の手続きを県税部の窓口に向くことなく、オフィスなどからパソコンで行うことができます。

◇電子申告

○予定申告○中間申告○確定申告
○修正申告○均等割申告 など

※資本金1億円超の普通法人等は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、電子申告が義務化されました。

◇電子申請・届出

○法人設立・設置届出書
○異動届

○申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書

○申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

◇電子納税

○法人関係税目など

【県庁税務課】



税制提言



令和3年度税制改正スローガン

〇コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

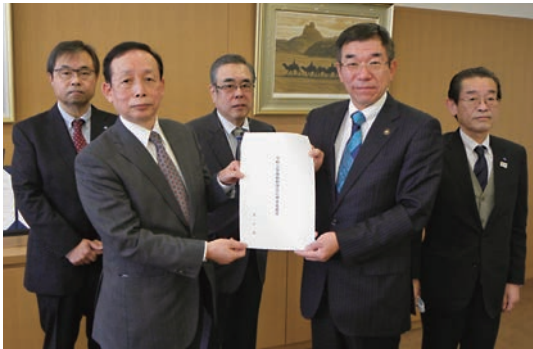
〇厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

提言の実現に向けて 税制改正に関する提言を行いました

福島法人会では、11月27日(金)に木幡浩福島市長・梅津政則福島市議会議員長、12月7日(月)に須田博行伊達市長・高橋一由伊達市議会議員長へ令和3年度税制改正に関する提言書を手渡しました。



左から木幡福島市長、齋藤会長、岸秀年副会長(税制委員長)



前列：左 齋藤会長 右 須田伊達市長
後列：左から 渡辺保原支部長 岸税制委員長 丹野伊達市支部長

令和3年度税制改正に関する提言 (重点項目・地方関係)

I. 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

(1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策については、旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは一般の新型コロナウイルス対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 地方のあり方

一般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに

高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらないからである。

Ⅲ. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

Ⅳ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さら

に、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とするのと。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべ

福島税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い

～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

国税庁では、所得税等の確定申告期間中に国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設しています。この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を掲載しているほか、申告書の作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等がご利用いただけます。

このたび、この特集ページ内に、確定申告をされる給与所得者の皆様へのお知らせ「あなたの確定申告をサポートします」を作成、掲載いたしました。

つきましては、御社の社員の皆様にこのお知らせを情報提供していただきますようご協力をお願いいたします。

お知らせの情報提供の手順・方法は次のとおりです。

- ① 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) のトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック
- ② 「確定申告情報」をクリック
- ③ 「源泉徴収義務者の方へのおお願い」をクリック
- ④ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のファイルをダウンロード（4種類のファイルの中からお選びください。）
- ⑤ 配付、回覧、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

※ 国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」は令和3年1月4日（月）に公開予定です。

きである。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

企業のコロナ対応の視点

新型コロナウイルス感染拡大は、日本経済に大きなダメージを与えている。このコロナ禍の中、昨年の流行語大賞には、新型コロナウイルス関連から「3密」が、年間大賞を受賞した。日本人は、いくつもある大切な項目をまとめることが多い。そこで、コロナ禍の企業経営における3つの視点を考えてみた。

第1番目は、もちろん公的支援制度の利用です。雇用調整助成金や各種給付金、納税猶予制度等々、企業の経営維持に必要な給付金や諸制度の活用、公的機関等を利用した資金調達、これを利用しない手はありません。その中に中小企業者等の固定資産税の減免制度があります。申告期限が令和3年2月1日(月)ですので、適用できるかどうか検討してみてください。

第2番目は、雇用環境の整備です。企業を支えているのは、いつの時代もその企業で働く「人」です。コロナ禍の厳しい状況だからこそ、今まで、企業を支えてきた仲間達と協力して、この難局を乗り越えていくべき時です。

全日本空輸が、勤務時間以外にも雇

用契約を結べるように副業範囲を見直し、雇用維持を優先したことは注目すべきことです。もちろん、すぐに中小企業で適用可能な制度とも思えません。継続的な雇用確保は、企業の長期的成長には、必要な施策と思います。

第3番目は、非常時に対応する姿勢です。人間には、現実に感染拡大の爆発的状况下でも、自分に限ってそんな惨禍には見舞われまいという心理が働くそうです。コロナ禍の厳しい経営環境下、現実から目を背けて、楽観論に走ることは危険な事ですが、逆に早急に結論を出すことも危険なことだと思います。新型コロナウイルスとの闘いは、長期的なものになるのが目に見えています。長期になる以上、目先の資金繰りや、雇用調整や、売上確保だけに振り回されず、長期的視点で経営を考えていく必要があると思います。

企業がこのコロナ禍を克服し、オンラインで活躍する選手たちにエールを送れる年になることを祈念しています。

東北税理士会福島支部 大出 隆秀



婚活部会

今年度の「Dear Ai 応援プロジェクト」は、6月の「バスツアー」はコロナの影響で残念ながら中止となりましたが、8月の「カジュアルパーティ」、10月の「スウィーツパーティ」、11月の「ミドル婚」と3回開催、それぞれ3組、4組、5組のカップル誕生と嬉しい結果となっております。

各回とも消毒や検温はもちろん、1テーブルの人数を減らす、食事もバイキングメニューから個人盛りにするなど、感染防止の対策をしっかりとりが

ら開催しました。マスク越しの会話、お互いの距離がある中でしたが気持ちの距離は近づけたようです。

また、嬉しいお知らせをひとつ。今年の2月に開催した福島市との共催イベントから、2組のカップルがご成婚されたと報告いただきました！

次回は2月11日に今年度最後となります「バレンタイン直前パーティ」を予定しております。まずは無事開催できる状況になることを祈りながら、また素敵なお知らせが届くことを期待しております。



～ 国見支部で「税金クイズ」を実施～

くに味でまんぶく！ウォー食ラー 税金“食い”ズ 問題

- Q1** 次のうち、軽減税率の対象とならないものはどれ？
 ①ピザやお弁当の自宅への配達（デリバリー）
 ②ラーメン屋などの屋台での飲食
 ③キッチンカーでのクレープ等の購入
- Q2** 次のうち、海外に実際にある税金はどれ？
 ①ポテトチップス税 ②サンドウィッチ税 ③チョコレート税
- Q3** 自宅に寿司職人やシェフの方を呼んで料理を作ってもらった場合は軽減税率の対象となる。○か×か？
 ①○ ②×
- Q4** 「温泉施設での宿泊」「お酒」「ゴルフ場でのプレー」消費税以外に税金がかかっているものはいくつある？
 ①1つ ②2つ ③全部
- Q5** 果物狩りや潮干狩りの入園料は軽減税率の対象になる。○か×か？
 ①○ ②×

【答え】① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

福島法人会国見支部（佐藤司支部長）では、去る十一月二十一日（土）「くに味でまんぶく！ウォー食ラー」（国見町商工会主催）に参画し、税の啓発・地域貢献活動の一環として、税金クイズを実施しました。

国見町内の11店舗を巡ってそのお店の、美味しいもののおためし品を食べ歩きする当イベントには親子連れなど150名が参加しました。クイズは「税金、食い、ズ」と題し、「果物狩りの入園料は軽減税率の対象になる？」など、「食」に関わる5問を出題。頭を悩ませながらクイズに奮闘する皆さんからは「難しかった」「知らなかった」という声が多く聞かれました。

クイズの後はガラポン抽選を行い、参加店舗で使える金券を進呈。食べ歩きに加え買い物もできるとあって大いに盛り上がりました。



「税制セミナー」を開催

11月17日（火）、「税制セミナー」と題し改正税法説明会と年末調整説明会を福島税務署より講師を招き、福島法人会の主催セミナーとして開催いたしました。感染症拡大防止の観点より午前・午後の二部開催とし、約100名の受講者の皆様には検温にご協力いただきました。

年末調整説明会を受講された方からは、「税務署主催の説明会が中止となり、改定するところも多く不安でしたが、説明会が開催されてよかったです」というお声を多数いただきました。福島税務署のご協力に感謝いたします。法人会では、税知識の普及を目的とした説明会を中心に、企業の皆様にお役立ていただけるセミナー等を開催して参りますので、ぜひご活用ください。

毎年2月に開催しております「新春講演会」、「新春賀詞交歓会」は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、中止いたします。

皆様の健康面・安全面を最優先に考慮した結果でございますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と地域経済活動が循環されることをご祈念申し上げます。



FUJIKURA INSURANCE PLANNING
有限会社 藤倉保険企画

代表取締役社長

藤倉 伸 祥

保険に やさしさと未来を

〒969-1643 福島県伊達郡築折町大字谷地字南4番地10
TEL:024(582)2407 FAX:024(582)2511
http://fujikura-hoken.com
info@fujikura-hoken.com



代表取締役
渡辺 英 人

有限会社 渡辺自動車
〒960-0687 伊達市保原町旭町11
TEL 575-2216/FAX 575-2217
E-mail:wacs-cars@chorus.ocn.ne.jp



代表取締役
佐藤 左 司

〒969-1711
福島県伊達郡国見町貝田字畑中12-1
TEL (024) 585-3101
FAX (024) 585-4161



代表取締役 芳賀 一夫



写真 新・福島南展示場

本 社 〒960-8073 福島市南中央三丁目2番地
TEL 024-535-4440 FAX 024-535-5955
郡山営業所 〒963-8052 郡山市八山田2丁目20
TEL 024-938-3311 FAX 024-938-3315
福島南展示場 〒960-8151 福島市太平寺字古内26-1
TEL 024-539-7540 FAX 024-539-8077



株式会社
運 喜

代表取締役
菅野 好 次

ファンズ丸子店/〒960-0111 福島市丸子字漆方 4-1
(本部事務所) TEL (024) 573-2035
ファンズ川俣店/〒960-1456 伊達郡川俣町字中丁24-2
TEL (024) 565-2424
ファンズだて店/〒960-0474 伊達市香形 35
TEL (024) 583-5727
ファンズ壺山店/〒960-0801 伊達市壺山町掛田字西陣場 9-1
TEL (024) 564-2788



代表取締役
佐藤 幸 治

〒960-8071 福島県福島市東中央区三丁目39-1
TEL:024-526-6231 FAX:024-526-6230
URL: http://www.azuma-giken.co.jp



朝日システム株式会社

代表取締役
博多 義雄

〒960-8154
福島市伏拝字台田1-2
TEL 024-539-8890
https://www.asahisys.co.jp/

AGRI-TECHNO
MISHINA corporation



株式会社
アグリテクノ
代表取締役 三品重利

〒960-0426
福島県伊達市坂ノ下14番3
TEL 024-597-6602(代) FAX 597-6608
http://www.agri-techno.co.jp/

常に社長の不安
に寄り添う会社



(株)I・P・Mコンサルティング

〒960-8201
福島県福島市岡島字向24-2
TEL (024) 573-0388
FAX (024) 535-3213
URL http://www.ipm-mas.jp

株式会社 伊藤製作所
代表取締役 伊藤 淳 一
〒九六〇一八〇五七
福島市笹木野字笹木野原四一七二
TEL 〇二四一五九一四二二二
FAX 〇二四一五九一四二三〇



株式会社 いちい

代表取締役社長
伊藤 信 弘

〒九六〇一三〇一
福島市さくら二丁目2番地の1
電話 (〇二四) 五九四一三二七
FAX (〇二四) 五九四一三二七



代表取締役
柴田 和 明

〒960-0684
伊達市保原町上保原字久シ原40-1
tel/024-574-2888 fax/024-574-4410

株式会社 阿部ニット

代表取締役社長
阿部 義 己

〒960-0906
伊達市月舘町御代田字六角1番地
TEL 024-572-2024
FAX 024-573-3701
E-mail:date@abe-knit.com
http://abe-knit.com

<p>農業資材・包装資材卸売 大内わら工品株式会社</p> <p>取締役会長 大内 徹</p> <p>〒九六〇・八〇〇三 福島市森合字小松原一七 TEL(〇二四)五五七一一二 FAX(〇二四)五五七一一二</p>	<p> 有限会社 遠藤設備工業</p> <p>代表取締役 遠藤 賢市</p> <p>福島県伊達郡桑折町字西大隅四八番地四 TEL(〇二四)五八二一四七 FAX(〇二四)五八二一六七</p>	<p>株式会社 ウエディングエルティ</p> <p>代表取締役 手塚 健一</p> <p>〒九六〇・一八〇五五 福島市野田町一丁目一〇番四一 TEL(〇二四)五三五一六一八</p>	<p> 代表取締役社長 大内 千春</p> <p></p> <p>〒960-8131 福島市北五老内町3番8号 パレ・ロワイヤル1階 TEL (024) 525-3922 FAX (024) 525-3925</p>
<p> 有限会社 菅野地所</p> <p>代表取締役 加納 武志</p> <p>福島市宮代字宝田前七の五 TEL(〇二四)五五三二七 FAX(〇二四)五五三二九</p>	<p> 株式会社 菅野共栄会計 菅野敦史税理士事務所</p> <p>代表取締役社長 税理士 菅野 敦史</p> <p>〒九六〇・一八一六四 福島市八木田字並柳二三番地の三 TEL(〇二四)五七三〇六五 FAX(〇二四)五七三〇六五</p>	<p>株式会社 川俣クリーンホープ</p> <p>代表取締役 阿曾 修司</p> <p>伊達郡川俣町飯坂字米子田十二番地 TEL(〇二四)五六五三一五</p>	<p>一級建築士事務所 有限会社 大野建築設計事務所</p> <p>代表取締役 河野 忠</p> <p>〒九六〇・一〇一一二 福島市南矢野目字鼓原一五二 TEL(〇二四)五五四一〇八 FAX(〇二四)五五四一〇八</p>
<p>株式会社 クサカ印刷所</p> <p>代表取締役 日下 直哉</p> <p>〒九六〇・一八一三二 福島市東浜町七三三五 TEL(〇二四)五三三二七 FAX(〇二四)五三三二七</p>	<p>KYOWA HOKEN 株式会社 共和ほけん 生命保険・損害保険代理店</p> <p>代表取締役社長 小島 慎一</p> <p>〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル1F TEL(024)535-1101 FAX(024)535-1213 郡山支店 福島県郡山市田村町金屋 字新家70-1 TEL(024)953-3120 FAX(024)953-3121</p>	<p>保険代理店 共進株式会社</p> <p>代表取締役 多田 憲司</p> <p>〒九六〇・一〇一〇二 福島市鎌田字中森山一 TEL(〇二四)五三四一三五</p> <p>共進HP: 福島市共進 <input type="button" value="検索"/></p>	<p>呉服・京染 きものクリニック 和装小物・着付教室</p> <p>きもの松川屋</p> <p>松川 佑子</p> <p>〒960-8033 福島市万世町2-13 TEL/FAX (024) 531-5291</p>
<p> 株式会社 サンダーファミリー</p> <p>代表取締役社長 蒲倉 久夫</p> <p>本社 福島市御山字中川原116 TEL(024)526-3626 原町営業所 南相馬市原町区本陣前2丁目13の1 仙南営業所 宮城県柴田郡大河原町字錦町6-15</p>	<p> 株式会社 酒井東栄コーポレーション</p> <p>代表取締役 酒井 富也</p> <p>本社 伊達市保原町大泉字前原内160 TEL(024)575-3117 FAX(024)575-2584 支店 伊達市梁川町幸町46番地 TEL(024)577-1181 FAX(024)577-1183 E-mail info@sakaitoei.co.jp</p>	<p> 有限会社 サイトウホーム</p> <p>代表取締役 斎藤 規矩雄</p> <p>〒九六九・一七四一 伊達郡国見町大字徳江字小林一四一 TEL(〇二四)五八五二二三九 FAX(〇二四)五八五二二八</p>	<p>自然と緑の クリエイション</p> <p>後藤造園土木 株式会社</p> <p>代表取締役 後藤 洋伸</p> <p>〒960-8163 福島市方木田字仲川原3-28 TEL (024) 546-1555 FAX (024) 546-1585</p>

<p>株式会社 総合コンサルタンツ</p> <p>代表取締役 最上 諭</p> <p>〒960-8254 福島市南沢又字松北町三三三 TEL (024) 5571833 FAX (024) 5571236</p>	 <p>代表取締役 関 正 弥</p> <p>〒960-8055 福島市野田町5丁目10-5 TEL (024) 529-7075 FAX (024) 529-7085</p>	 <p>代表取締役社長 宮崎 泰明</p> <p>本社/福島市飯坂町平野字若狭小屋14-6 福島トラックターミナル内 電話 (024) 558-6520代 FAX (024) 557-9633 山形営業所/山形県寒河江市越井坂町48-3 電話・FAX (0237) 84-4771</p>	 <p>代表取締役社長 富塚 新吉</p> <p>〒960-0102 福島市鎌田字卸町23番地の6 TEL 024 (552) 5300 FAX 024 (552) 5310 http://www.shinwa-b.co.jp</p>
 <p>代表取締役社長 多田 恵造</p> <p>本社 福島市鎌田字中森山一 電話 (024) 5351616</p>	 <p>株式会社 高徳</p> <p>代表取締役 高橋 進</p> <p>福島市早稲町二二二 電話 (024) 5221938</p>	<p>有限会社 大文字屋米穀店</p> <p>〒960-1803 福島市降場町九一五 TEL (024) 5341438 FAX (024) 5311025</p>	 <p>代表取締役 大和田 知昭</p> <p>福島市野田町四丁目三番二〇号 TEL (024) 5351452</p>
 <p>代表取締役 三浦 康伸</p> <p>福島市北矢野目字成田小屋十二番地 電話 (024) 5531811</p>		 <p>代表取締役 酒井 良晃</p> <p>本社/福島県伊達市楯崎字沖前七三三 電話 (024) 518151 仙台支店/宮城県仙台市宮城野区中野五丁目六五 白石営業所/宮城県白石市白鳥二丁目二八</p>	<p>DaDa</p> <p>代表 大久保 晴美</p> <p>〒960-8034 福島市置賜町2-18 置賜第一ビル2F TEL : 024-522-5237 Mobile : 090-2992-0447</p>
 <p>代表取締役 大橋 広明</p> <p>〒960-8662 福島市南町二二二 TEL (024) 5461288 FAX (024) 5451586</p>	 <p>株式会社 日新土建</p> <p>代表取締役 桃井 三夫</p> <p>福島市南沢又字前田13-7 〒960-8254 Tel.(024) 557-5511 Fax.(024) 558-8535 URL. http://www.nissin-doken.com</p>	 <p>代表取締役社長 佐藤 一</p> <p>〒960-8075 福島県福島市下野寺字街道南45-9 TEL 024-591-4838 (代) FAX 024-591-2163</p>	<p>すべてを地域のために</p>  <p>東邦銀行</p> <p>本店 福島市大町3-25 TEL 024-523-3131 URL http://www.tohobank.co.jp/</p>

<p>株式会社 ひらい</p> <p>代表取締役会長 阿部元司</p> <p>〒九六〇一〇〇二 福島市鎌田字御町十九一 TEL(024)5531141 FAX(024)5531144</p>	<p></p> <p>代表取締役 寺島英樹</p> <p>〒九六〇一〇九〇六 伊達市月館町御代田字久保九四一五 TEL(024)5731372 FAX(024)5721255</p> <p>東日本テクノレージ株式会社</p>	<p></p> <p>未来の子供たちへ、安心した環境を</p> <p>株式会社 橋脇商店</p> <p>代表取締役 橋脇英行</p> <p>〒960-1103 福島県福島市平石字新田85-1 TEL (024) 546-1830 FAX (024) 546-1807 URL http://hashiwaki.com</p>	<p></p> <p>土地を生かす 資産を活かす 土地企画・開発の 総合コンサルタント 福島県知事免許(8)第 10325号</p> <p>株式会社 日本土地企画</p> <p>代表取締役 齋藤 潔</p> <p>本社/〒960-8107 福島市浜田町4番16号富士ビル TEL (024) 533-3980 FAX (024) 533-3981</p>
<p></p> <p>福島信用金庫</p> <p>理事長 樋口郁雄</p> <p>福島市万世町一五 電話 五二二一八一六</p>	<p>福島に夢!元氣!感動を! </p> <p>FMボコ76.2</p> <p>福島コミュニティ放送株式会社</p> <p>代表取締役社長 鈴木一海</p> <p>〒960-8034 福島市置賜町8-8 パセナカMisse1F TEL (024) 522-9900 FAX (024) 522-9922</p>	<p></p> <p>株式会社 福島研究所</p> <p>代表取締役 富田 善一郎</p> <p>福島市森合町一番三十一号 電話(024)5351324</p>	<p>有限会社 ふくしま中央交通</p> <p>代表取締役 高橋好雄</p> <p>伊達市野崎三七一 電話(024)五八三二二二一</p>
<p>本社 ライブオフィス コネクト</p> <p></p> <p>お客様の業務・経営課題をサポートする ソリューションプロバイダー</p> <p> 福島リコピー株式会社</p> <p>http://www.f-ricopy.jp</p>	<p>福島ヤクルト販売株式会社</p> <p>代表取締役会長 渡邊博美</p> <p>代表取締役社長 高橋慎一</p> <p>〒九六〇一八二五二 福島市御山字中川原二六 TEL(024)五三五二八九六 FAX(024)五三三一六六〇</p>	<p></p> <p>技術と信頼</p> <p></p> <p>福島钣金工業株式会社 TECHNICAL EXPERT GROUP</p> <p>代表取締役社長 佐戸川 政実</p> <p>〒960-8003 福島市森合字道端2-2 TEL 024(534)7021 FAX 024(531)7105 http://www.fuku-ban.co.jp E-Mail: info@fuku-ban.co.jp</p> <p>関連会社:(有)佐戸川ダクト钣金工業所</p>	<p>富久泉工業株式会社</p> <p>代表取締役 石河徳雄</p> <p>福島市仁井田字谷地南十五番地 TEL(024)五四四二二二一 FAX(024)五四六七三七三 (代)</p>
<p> セブン-イレブン</p> <p>有限会社プロ・セール</p> <p>代表取締役 坂本和司</p> <p>本社 西中央5丁目店 〒960-8074 福島市西中央5丁目33-3 TEL. 024-525-1141 FAX. 024-525-1140 野田町5丁目店 〒960-8055 福島市野田町5丁目1-2 TEL. 024-573-8810 FAX. 024-573-8819 成川店 〒960-1108 福島市成川字西谷地13-1 TEL・FAX. 024-546-1240 山口店 〒960-8202 福島市山口字雷4-1 TEL. 024-526-3971 FAX. 024-526-3972</p>	<p></p> <p>代表取締役 佐藤 光太郎</p> <p>(株)フレグ</p> <p>〒960-8113 福島市旭町6-8 TEL/FAX : 024-531-5551 https://www.freg.jp/</p>	<p></p> <p>農業資材、機器卸売 株式会社 フクトク</p> <p>代表取締役社長 福地雅人</p> <p>〒九六〇一〇二二三 福島市北矢野目字小原田西二十一 TEL(024)五五三二二九二〇 FAX(024)五五三二二一八</p>	<p></p> <p>富久泉工業株式会社</p> <p>代表取締役 石河徳雄</p> <p>福島市仁井田字谷地南十五番地 TEL(024)五四四二二二一 FAX(024)五四六七三七三 (代)</p>

<p>代表取締役 社長 箭内 一典</p> <p>千九六〇一〇二三一 福島市飯坂町平野字平田一〇一 電話(〇二四)五四二一〇七〇八 FAX(〇二四)五四二一〇七七一</p> <p>有限会社やない製麺</p>	<p> ふようぜん</p> <p>まごころと味覚を添えて—— 福島りょうぜん漬</p> <p>代表取締役 森藤 洋一</p> <p>森藤食品工業株式会社 〒960-0811 福島市大波字星の宮32 TEL 024-586-1233 FAX 024-586-1613</p>	<p> 丸藤ガラス株式会社</p> <p>代表取締役社長 齋藤 嘉紀</p> <p>福島市吉倉字谷地六一 電話 五四六一〇二一六</p>	<p> ozen date MASUZO</p> <p>代表取締役 大澤 益三 Masumi Osawa</p> <p>有限会社 </p> <p>〒960-8031 福島市栄町7-33 福島トヨタビルB1F TEL/FAX.024-525-8070</p>
<p></p> <p>陽光社印刷(株)</p>	<p>優しさあふれる 街並みを創りたい</p> <p> 有限会社 ユニオン リング UNION ReING</p> <p>代表取締役 大内 淳子</p> <p>福島市御山字一本木56-11 TEL : 024-533-3200</p> <p> T-POINT 加盟営業代理店 新規Tポイント提携店募集中!</p>	<p> Yurilife ユアライフ</p> <p>介護の事ならなんでもご相談下さい 株式会社 ユアライフ 福島市伏拝字田中 21-1 TEL 024-563-4671</p> <p>代表取締役 鈴木洋子 専務取締役 紙谷瑞恵</p> <p>居宅介護支援事務所 シニアガーデン グループホーム シニアガーデン ヘルパーステーション シニアガーデン デイサービスセンター シニアガーデン デイサービスセンター シニアハウス デイサービスセンター シニアパーク</p>	<p>記憶に残る お手伝い</p> <p> 株式会社 山川印刷所 http://www.yamakawa-p.co.jp/ 代表取締役社長 立花 志明</p>
<p> 大同生命保険株式会社</p> <p>郡山支社 支社長 石渡 和彦</p> <p>千九六三七八〇〇四 郡山市中町一十二郡山大同ビル4F TEL (〇二四) 九二二一〇八六〇 FAX (〇二四) 九九一一一七五</p>	<p> RICOH</p> <p> Wakuya</p> <p>ITソリューションサポート</p> <p>有限会社 わくや</p> <p>本社/福島市御山字上谷地 26-19 ☎(024) 573-5117 編(024) 573-5137 支店/伊達市月舘町布川字西原17 ☎(024) 572-2616 編(024) 573-3530</p>	<p> 株式会社ワールドサマル</p> <p>代表取締役社長 佐藤 勝也</p> <p>〒960-8253 福島県福島市泉字清水内1番地 佐藤工業ビル4階 TEL (024) 555-0102 FAX (024) 559-0121</p>	<p>株式会社 吉田運輸</p> <p>代表取締役会長 吉田 政俊 代表取締役社長 吉田 耕嗣</p> <p> Yoshida</p> <p>福島市飯坂町平野字若狭小屋十四六 TEL (〇二四) 五五七三三〇三六</p>
<p>この年賀広告は、 福島法人会役員各委員会 委員企業のご協賛に よるものです。 厚く御礼申し上げます。</p> <p></p>	<p> Aflac アフラック</p> <p>郡山支社長 高橋 朝彦</p> <p>〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F TEL 024-938-7519 FAX 024-938-7460</p>	<p> AIG</p> <p>AIG損害保険株式会社</p> <p>にし むら かず や 西村 一哉</p> <p>北海道・東北地域事業本部 郡山支店長</p> <p>〒963-8014 福島県郡山市虎丸町24-8富士火災郡山ビル3F TEL 024-933-6211 FAX 024-935-3767</p>	<p> 大同生命保険株式会社</p> <p>郡山支社 福島営業所 営業所長 高野 祥平</p> <p>千九六〇一八〇三一 福島市栄町三十二帝北ビル5F TEL (〇二四) 五二二二四六〇 FAX (〇二四) 五二五二〇二八</p>

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。
これまでも、これからも企業の繁栄をサポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

 大同生命保険株式会社

郡山支社福島営業所/
福島県福島市栄町3-22(帝北ビル内)
TEL 024-522-2460

 AIG損害保険株式会社

郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211

謹

賀


新

年



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様へ安心を
お届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和三年

〈引受保険会社〉  郡山支社
〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

あなたの暮らしのパートナー 税金のことは税理士にご相談ください

税務代理

あなたを代理して、確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署が行う更正・決定等の行政処分に対して不服がある場合その申立て等を行います

税務書類の作成

あなたに代わって、税務署などに提出する、確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、その他税務関係書類を作成します。

税務相談

あなたが税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、「事前」のご相談が有効です。

e-Taxの代理送信

あなたのご依頼でe-Taxを利用して申告書を代理送信することができます。この場合、あなた自身の電子証明書は不要です。

会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

租税に関する訴訟の補佐人

租税に関する訴訟において、訴訟代理人（弁護士）とともに出頭・陳述し、納税者を支援します。

会計参与

中小の株式会社の計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めるため、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成します。

2月23日は税理士記念日です

税理士記念日無料相談会

下記の予定で多数の税理士が無料で相談に応じます。

【福島会場】*完全予約制

令和3年2月23日(火) AOZ(アオウゼ)4階

令和3年2月8日(月) 9:30~電話予約受付開始
(平日9:30から16:30まで受付)

申込電話番号 050-2018-1151

*相談時間は30分となります。*申告書の作成はいたしません

福島税務相談所無料相談*電話相談のみ(予約不要)

令和3年2月15日(月)から3月10日(水)9:30~16:00

*土曜日・日曜日・祝日を除く *最終受付15:30

電話相談番号 024-534-3907

新型コロナウイルス
感染症対策に
ご協力ください。



換気の徹底



(使用に応じて) マスクの着用



手洗い・手指衛生の徹底



消毒液の設置



消毒・洗浄



密集、密着、密接の回避

*新型コロナウイルス感染状況により開催中止を含め変更となる場合があります。

東北税理士会福島支部
福島税務相談所

〒960-8002 福島市森合町14番29号
TEL:024-534-3907 / FAX:024-534-3908

東北税理士会福島支部 で検索!

福島

昔を訪ねて

第29回 荒川の昔と今

文とイラスト・やまひろし



荒川の水質が近年、日本一を続けている。吾妻山系の雨水を全て集め信夫橋の下をくぐり阿武隈川に注いでいる。上流に工場もなければ生活用水も少ない。きれいな水が流れていることは当たり前のことである。

ところが荒川の歴史をひもといてみると、荒川の名の通り荒れ狂う川であり、あばれ川とも言われた。

吾妻連峰に降った雨は全て荒川に流れ込む。天戸川、須川、白津川、鍛冶屋川、塩川、西鴉川、東鴉川の支流が荒川の本流と合体する。急斜面の短い距離を一気に下って荒れ狂う。

欧米の考え方はダムを造り自然を押しさえ付けようと考える。日本の考えは自然を恐れ、逆らわず共存する方法を考える。恐ろしいほどの水圧を、どうやって和らげるか、分散させるか。江戸時代の農民たちは必死になって考えた。第一は川幅を広くとって両岸に防水のための林を造る。現在の水林自然林だ。自然林という名が付いているがまったく違う。農民の汗と涙で長い期間をかけて造った人工の林なのだ。最初、竹林を考えた者がいたが竹は横に根を張っていくので防水には向かない。赤松を始め深く根を張る樹木を

根気よく造林した。沢山の樹木の幹が水の流れを受け止めることによって、水圧を弱めてゆく。

第二は霞み堤防を造ったこと。この堤防は画期的なもので、堤防を斜めに造り両端が切り離されているからか何の役にも立たないと思われる。ところが水をそこにおつけて水林の方に流す。

勢いの増した洪水は霞堤にぶつかって少し減速し左右に別れて堤防の切れ目から流れていく。水量が減ってくるとはみ出た水は自然と本流に戻るといって仕掛けになっている。

1727年から3年間は大雨と洪水が続いた。福島は板倉氏が藩主だったが大森は代官支配だった。岡田庄太夫という代官。農民の身になって年貢を低くするといった発想は無い。徹底して米を取り上げる。幕府からみれば有能な役人となる。岡田はその後、関西の代官に栄転、のち幕府御勘定吟味役に栄転する。

一方、農民はたまったもんでない。食べるものが無い。みじかな動物を食べて食う、雑草を手当たり次第食ってみる。墓場に咲いている彼岸花の根を掘り毒抜きをして食べる。最後は家の土壁をはがし、中に入っているワラまで食ったという。

農民は一揆を起こす。首謀者は捕らえられて死罪獄門の刑を受ける。そこで引っ込んではいられない。代官は当然にならないから福島藩とか二本松藩に越訴する。このままでは餓死に追い

込まれる。義民・太郎右衛門はじめ同志10数人が密かに江戸に向かった。8代將軍吉宗に直訴を計画した。そして評定所の目安箱に、直訴文を投げ入れた。幕府は直訴を禁じていたから太郎右衛門を捕らえ福島に送り返した。幕府としては法を曲げるわけにはいけない。集団で代官所に押しかけたことも、福島や二本松に直訴したことも、ましてや將軍に直訴したことも許しがたい。またそれを引き起こした大森代官所の罪も重いと取り潰された。太郎右衛門は打ち首獄門の極刑となった。あづま運動公園の近くに義民太郎右衛門終焉の地の碑がある。

【1月のこよみ】

赤べこの揺れるこつべの先にある君の幸せ 新年の願



イラスト あさばたまみ

税に関する作品展示のお知らせ

女性部会で募集した「第12回税に関する絵はがきコンクール」など昨年度の税に関する入賞作品を展示いたします。

場所 コラッセふくしま1階 アトリウム

期間 1月8日(金)～1月11日(月・祝)



福島税務署長賞 伊達市立伊達小学校 佐藤かの子さん



女性部会長賞 桑折町立釷芳小学校 八島 絆奈さん

